

【改正要旨】西川町営繕工事週休２日確保工事实施要領

1 改正要旨

山形県営繕工事における週休２日確保工事实施要領の改正（令和６年１１月１日施行）に合わせて、下記の内容で改正するものです。

2 改正概要

- (1) 対象期間の全ての月で４週８休以上の現場閉所（休息）又は交替制に取り組む「月単位の週休２日」を新設する。
- (2) 発注者指定型では当初から月単位の週休２日の補正を行い発注する。
- (3) 「現場閉所（現場休息）の確認方法等」の記載を別紙１から要領本文に移動する。
- (4) 別紙１（積算方法）の改定
 - ア 「４週７休以上４週８休未満」と「４週６休以上４週７休未満」の適用を廃止
 - イ 労務の補正率を変更 $\times 1.05 \rightarrow \times 1.04$ （月単位の週休２日）
 $\times 1.02$ （通期の週休２日）
 - ウ 「単価の補正方法等」を『国営繕の運用通知による』とし準用していたものを、具体的に別紙１に定める。
- (5) 別紙２（工事成績評定方法）の改定
 - ア ４週６休以上４週８休未満の取り組みは評価対象としない。